

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成23年4月1日

告示第36号

(趣旨)

第1条 町は、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会を実現するため、住宅用エネルギーシステム（以下「エネルギーシステム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年杉戸町規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用エネルギーシステム 別表に掲げる機器の区分に応じ、同表に掲げる要件を満たすもので、住宅用として未使用のものとする。
- (2) 既存住宅への設置 既にある住宅にエネルギーシステムを設置する場合
- (3) 新築住宅への設置 建物の新築に合わせてエネルギーシステムを設置する場合

(補助対象者)

第3条 この告示に基づく補助金の申請をすることができる者は、町内に自ら居住又は居住する予定の住宅にエネルギーシステムを設置（住宅の新築に合わせたエネルギーシステムの設置を含む。）する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 5万円（ただし、補助対象機器の設置に併せ、新たに別表に定める機器(HEMS)を導入する場合は、6万円とする）
- (2) 住宅用蓄電システム 5万円

2 この告示の規定に基づき補助金を受けてエネルギーシステムを設置したことがある者は、当該住宅及び当該住宅以外の住宅についてこの補助金の申請をすることが

できない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日から2月末日までの間に、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 建築確認申請書の写し（新築住宅への設置の場合）
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、申請書の受付を先着順に行うものとし、受け付けた申請書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請書の受付を終了することができる。

(変更承認申請等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更するときは、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置補助事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、エネルギーシステムの設置を中止するときは、速やかに杉戸町住宅用エネルギーシステム設置中止届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 町長は、前条第1項の変更の申請があったときは、当該変更を承認するか否かを決定し、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置補助事業変更等承認・不承認書

(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該年度の3月24日までに、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助事業実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施に係る領収書の写し(エネルギーシステムの設置費用が明示されたもの)
- (2) 補助事業の実施状況を示す写真(施工中及び完成写真)
- (3) 電力会社が発行した書類(接続契約締結書等)の写し(住宅用太陽光発電システムを設置する場合)
- (4) その他町長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により、報告に係る成果が補助金の交付の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)により、町長に対して補助金の支払を請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金を返還させることができる。

2 町長は、前項の補助金の交付決定を取り消す場合は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付取消通知書(様式第9号)により、また、既に交付した補

助金を返還させる場合は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

（維持管理）

第13条 補助事業者は、補助対象エネルギーシステムを当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から最低5年間は継続して維持管理するものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（報告）

第15条 町長は、必要に応じ補助事業者に対し報告を求めることができる。

2 前項の報告は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置定期報告書（様式第11号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第16条 規則第19条第2号に規定するその他町長が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得したエネルギーシステムとする。

2 規則第19条ただし書に規定する町長が定める期間（財産処分制限期間）は、法定耐用年数とする。

3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第12号）により町長に承認の申請をしなければならない。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

機器の種類	要件
-------	----

太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池を利用することにより太陽光を電気に変換するシステムであること。 2 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしたものであり、かつ、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結していること。 3 太陽電池容量（日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が、10キロワット未満であること。 4 一般財団法人電気安全環境研究所(J E T)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること。 5 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム)	エネルギーシステムや家電をネットワーク化し、家庭のエネルギー使用量を管理・制御できるシステムであること。
蓄電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて住宅の電力として使用できる定置型のシステムであること。 2 蓄電池について、日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。